

令和4年度

公共用水域および地下水の
水質の測定に関する計画

福 井 県

目 次

I 公共用水域の水質の測定に関する計画

1	調査種別	1
2	調査地点	1
3	調査方法	2
4	採取方法	2
5	測定項目	2
6	測定方法	3
7	流量観測	3
8	調査担当機関	3
9	報告	3
10	公共用水域概況図	4
11	水系別・項目別検体数	5
12	九頭竜川	6
13	九頭竜川（支派川）	8
14	笙の川・井の口川	10
15	耳川	12
16	北川・南川	14
17	北潟湖	16
18	三方五湖	18
19	九頭竜川地先	20
20	越前加賀海岸地先	22
21	敦賀湾	24
22	若狭湾東部	26
23	小浜湾	28
24	世久見湾	30
25	矢代湾	30
26	内浦湾	30
27	別表1 測定方法	32
28	別表2 公共用水域水質測定結果表	34
29	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況	36

Ⅱ 地下水の水質の測定に関する計画

1	調査の種類	41
2	調査地点	41
3	調査方法	41
4	採取方法	42
5	測定項目	42
6	測定方法	42
7	調査担当機関	42
8	報告	42
9	地域別・調査項目別検体数	43
10	概況調査	44
11	継続監視調査	46
12	別表3 測定方法	49
13	別表4 地下水質測定結果表	51

令和4年度公共用水域の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査種別

環境基準常時監視調査

水系名	調査担当機関
(1) 九頭竜川 (九頭竜川支派川)	国土交通省・福井県・福井市 福井県・福井市
(2) 笙の川・井の口川	福井県
(3) 耳川	〃
(4) 北川・南川	国土交通省・福井県
(5) 北潟湖	福井県
(6) 三方五湖	〃
(7) 九頭竜川地先海域	福井県・福井市
(8) 越前加賀海岸地先海域	〃
(9) 敦賀湾海域	福井県
(10) 若狭湾東部海域	〃
(11) 小浜湾海域	〃
(12) 世久見湾海域	〃
(13) 矢代湾海域	〃
(14) 内浦湾海域	〃

2 調査地点

表1 水域別調査地点数

種別 水域別	調査地点数	
	通年調査	一般調査
河川	25	33
湖沼	0	18
海域	0	39
計	25	90

表 2 類型指定水域数および測定地点数の内訳

測定水系	類型区分	類型指定水域			類型未指定水域	計	
		水域数	環境基準点	補助点			
河川	4 水系	AA	1	1	0	—	1
		A	16	17	5	—	22
		B	10	11	2	—	13
		C	5	5	0	—	5
		D	4	4	0	—	4
		なし	—	—	—	13	13
		小計	36	38	7	13	58
湖沼	2 水系	A	1	2	0	—	2
		B	3	12	2	—	14
		なし	—	—	—	2	2
		小計	4	14	2	2	18
海域	8 水系	A	8	31	4	—	35
		B	2	4	0	—	4
		なし	—	—	—	0	0
		小計	10	35	4	0	39
計	14 水系	50	87	13	15	115	

3 調査方法

- (1) 通年調査 月 1 日 1 回 年 12 回採取
- (2) 一般調査 月 1 日 1 回 年 4~9 回採取

4 採取方法

- (1) 採取時期
 - ① 採取は、なるべく晴天が続き、水質の安定している日を選んで採取する。
 - ② 公共用水域が通常の状態（河川では低水量以上、湖沼では低水位以上）の場合に適宜行う。
- (2) 採取部位
 - ① 河川は、原則として、流心部の表層水（水面下 20cm）とするが、河川合流点下流または汚水流入点下流の偏流の著しい場合は、3 点採取等量混合体で 1 検体とする。
 - ② 海域、湖沼については、原則として表層採水とする。ただし、必要に応じ深層採水とする。

5 測定項目

測定項目は、下記に掲げる項目とする。

(1) 河川調査

- ① 生活環境項目等
 - 気温、水温、外観、臭気、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全リン
- ② 健康項目
 - カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
- ③ 要監視項目
 - クロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マン

ガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下、「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下、「PFOA」という。）

④ 特殊項目等

フェノール類、銅、亜鉛、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）、クロム、塩化物イオン、クロロフィルa、アンモニウム態窒素

⑤ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

(2) 湖沼調査

① 生活環境項目等

気温、水温、外観、臭気、透明度、pH、DO、COD、SS、全窒素、全磷

② 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

③ 要監視項目

1,2-ジクロロプロパン、EPN、PFOS及びPFOA

④ 特殊項目等

亜鉛、塩化物イオン、クロロフィルa、硫化水素、プランクトン

⑤ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量

(3) 海域調査

① 生活環境項目等

気温、水温、外観、臭気、透明度、pH、DO、COD、油分、全窒素、全磷

② 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン

③ 特殊項目等

フェノール類、亜鉛、クロム、塩化物イオン

④ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量

6 測定方法

測定方法は、「別表1」に定める方法とする。

7 流量観測

原則として採取時に採取地点において観測する。ただし、他の流量観測値より内挿できる場合には、その数値を観測値とすることができる。

8 調査担当機関

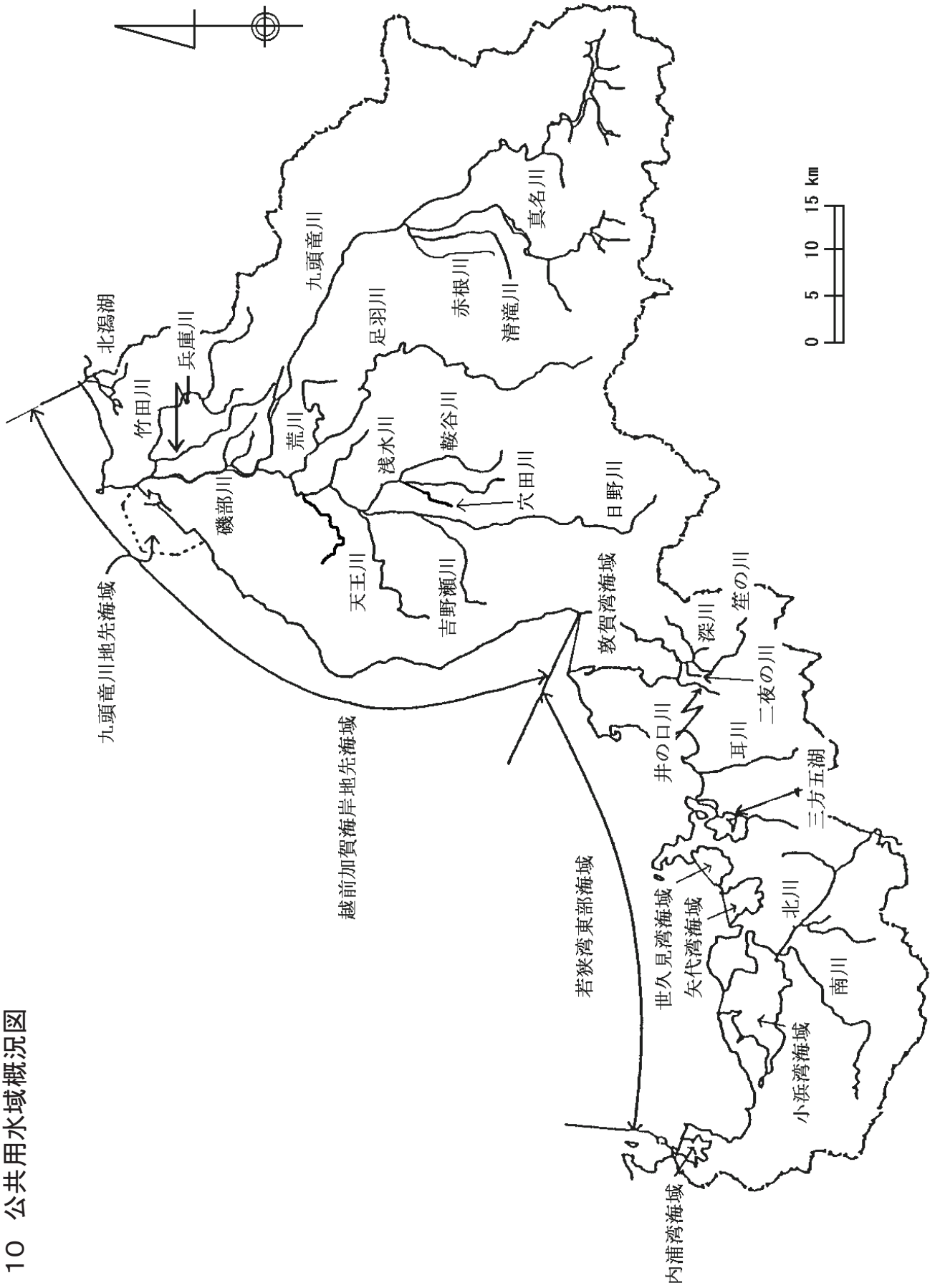
本調査は、福井県、福井市および国土交通省近畿地方整備局が担当する。

9 報告

(1) 調査結果の報告は、「別表2」の様式により毎月まとめて、翌月の25日までに福井県安全環境部環境政策課長（以下「環境政策課長」という。）に報告する。

(2) 健康項目または要監視項目の調査結果で環境基準値または指針値を超える値が測定された時、および生活環境項目等で異常値が測定された時は、直ちに環境政策課長に報告する。

10 公共用水域概況図

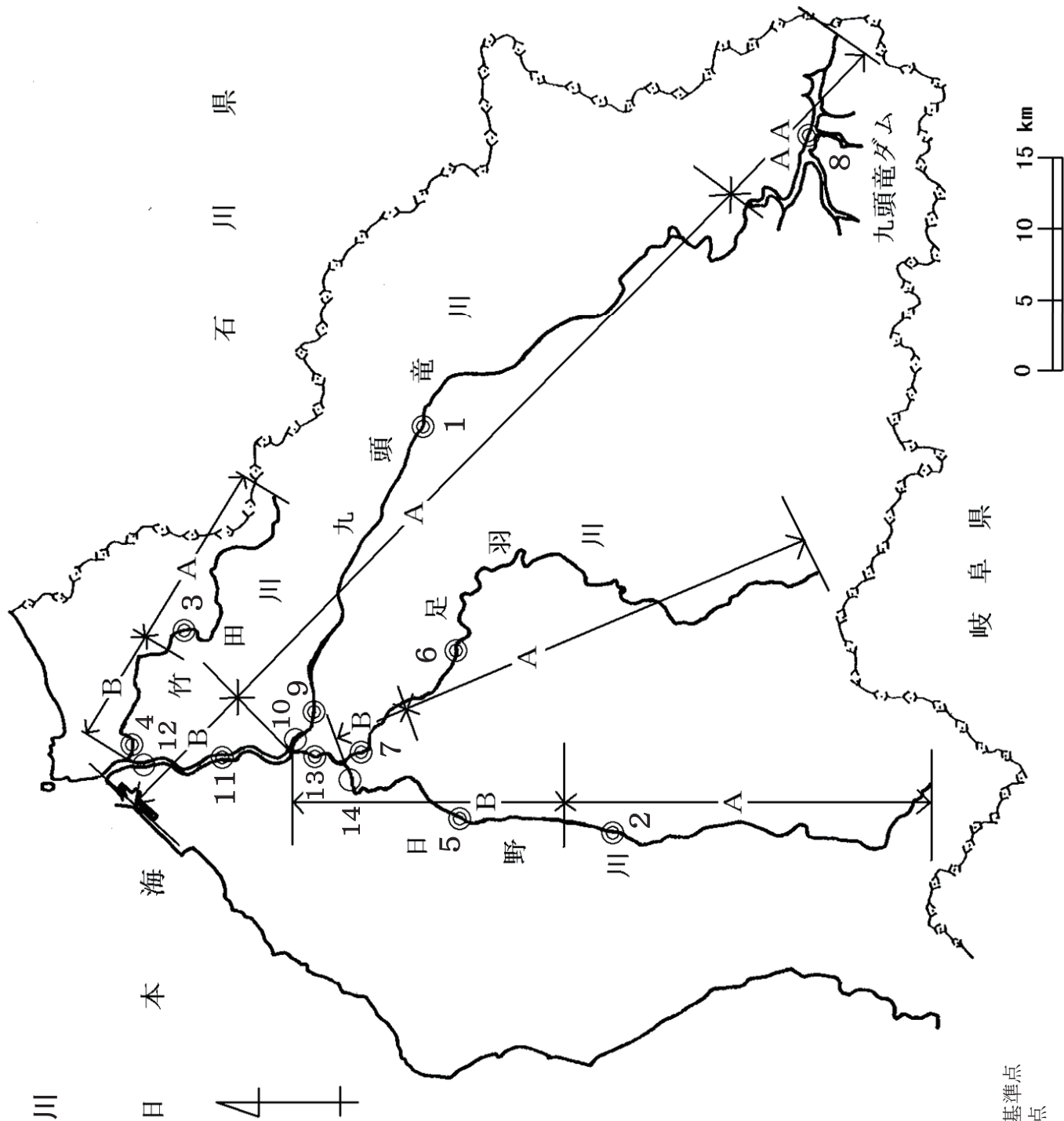


11 水系別・項目別検体数

測定項目	生活環境項目		健康		項目		要目		監視		特殊項目等		水生生物保全項目		合計						
	D	B	C	S	全	カ	六	全	カ	全	カ	全	カ	全	カ	要	特	水	健	合	
水系	九頭川	129	129	129	111	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	九頭川	240	240	240	240	21	50	28	28	34	33	50	152	52	52	52	52	50	50	52	50
	文派	36	36	36	36	16	6	6	14	14	14	14	210	10	10	10	10	10	10	12	10
	井	6	6	6	6	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	耳	6	6	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	北	32	32	32	32	24	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	南	6	6	6	6	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	小計(河川)	66	68	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
	北	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
	三方五湖	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	小計(湖沼)	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	九頭川	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	地先海城	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	越前加賀海岸	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	地先海城	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	小浜湾海城	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
世久見湾海城	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
矢代湾海城	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
内浦湾海城	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
小計(海城)	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	719	
合計	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	

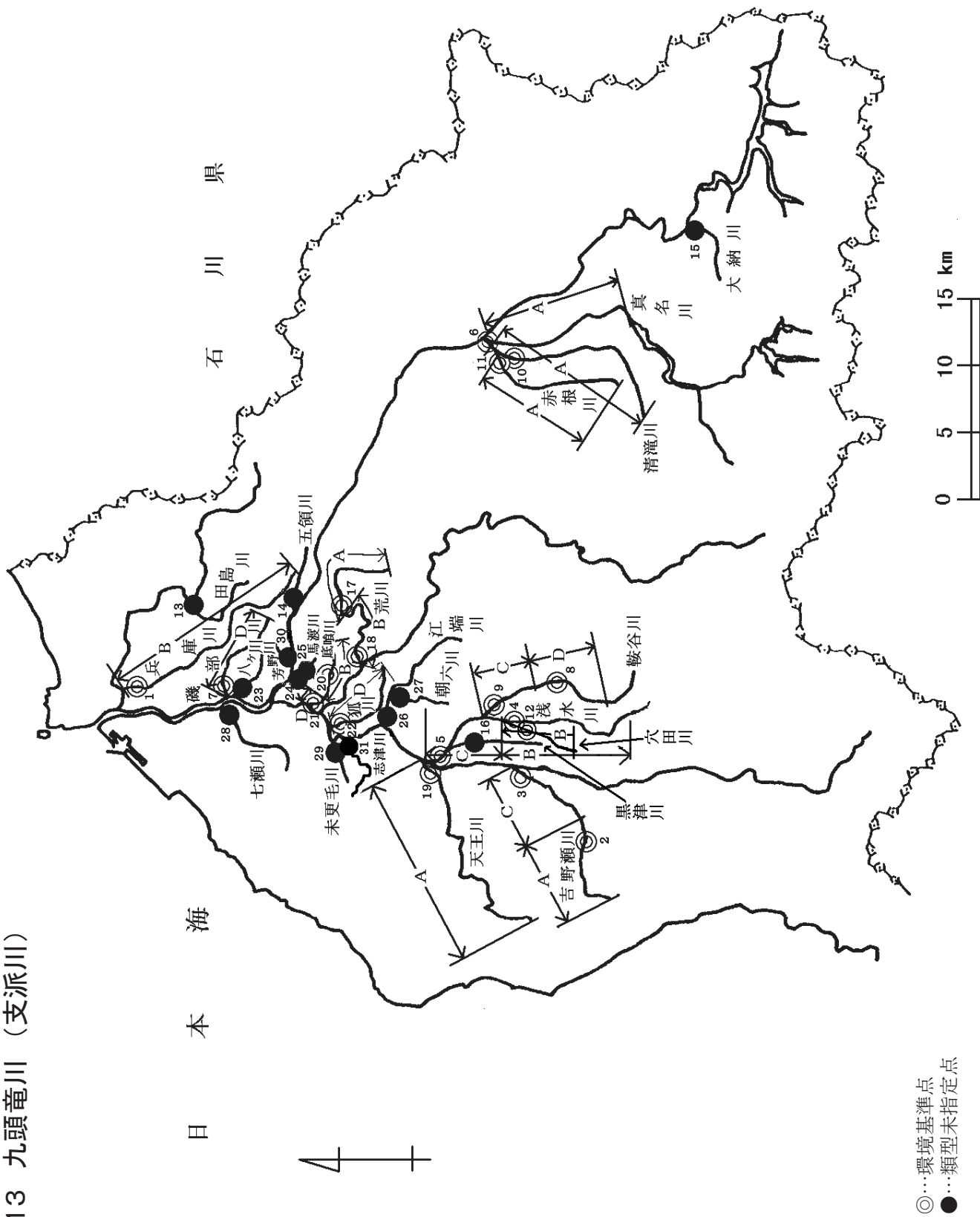
*1 水生生物保全項目中の「クログルム」の欄に計上
 *2 水生生物保全項目中の「全監視」の欄に計上

12 九頭竜川



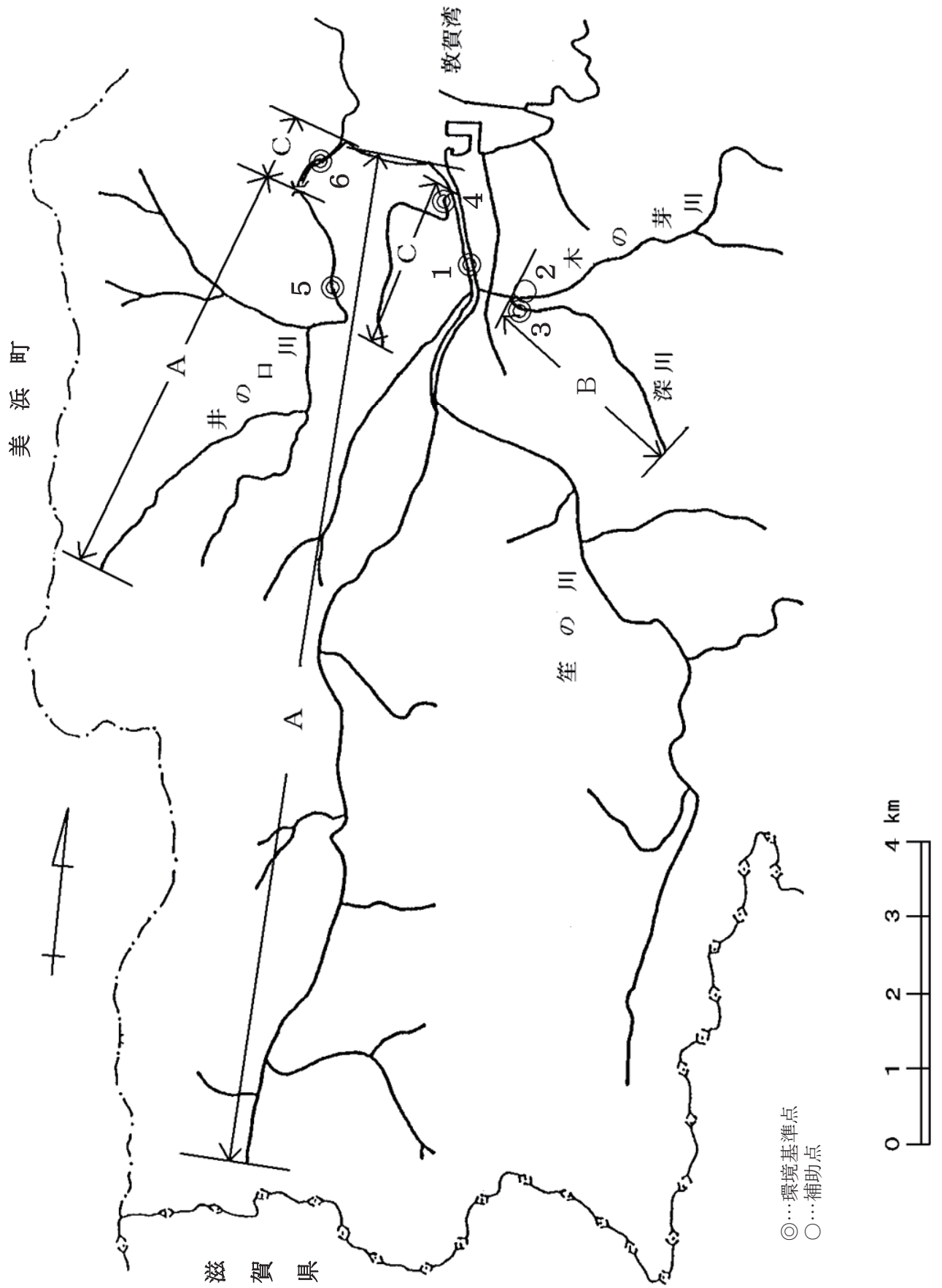
◎…環境基準点
○…補助点

13 九頭竜川（支派川）

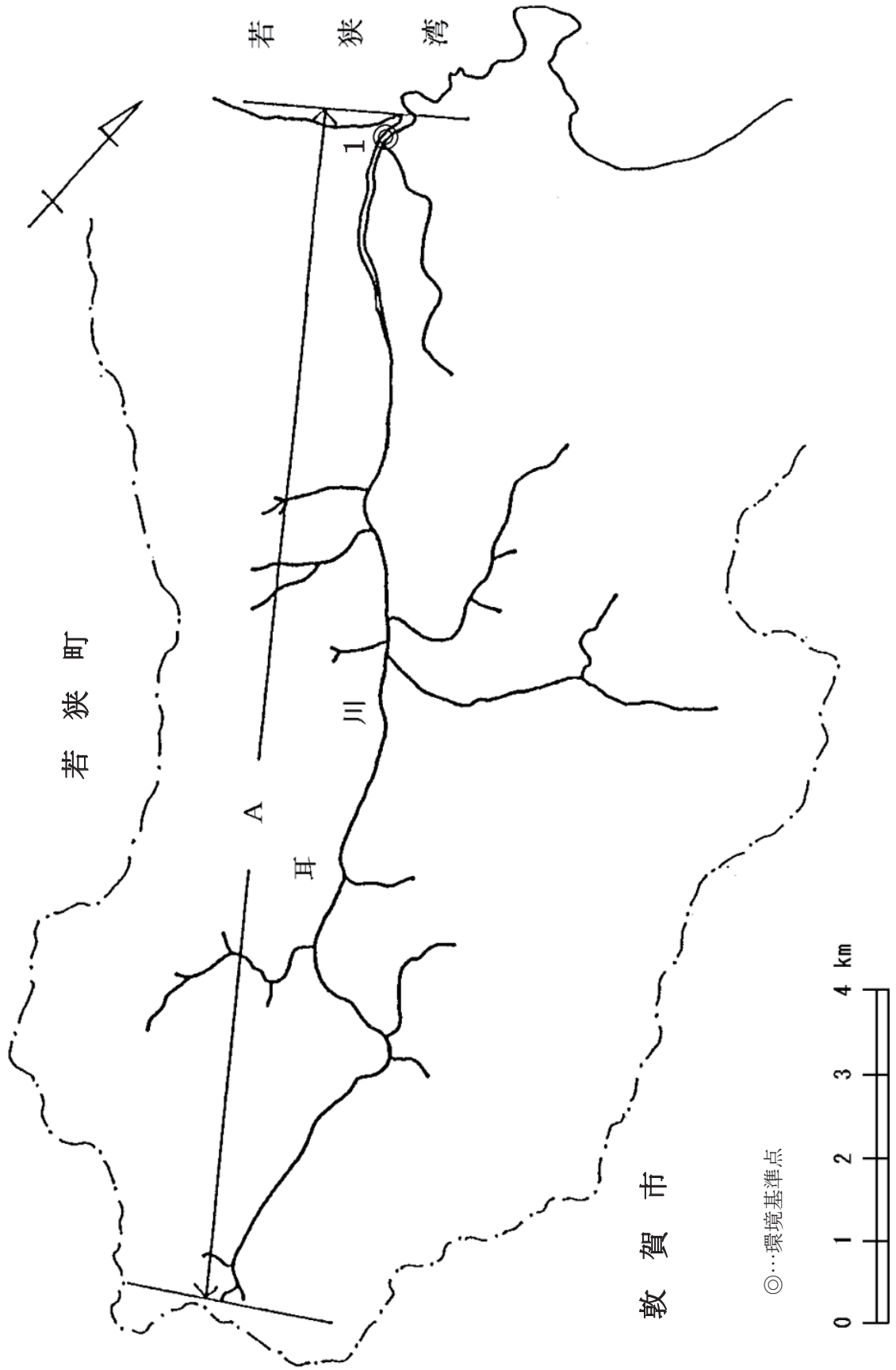


◎…環境基準点
●…類型未指定点

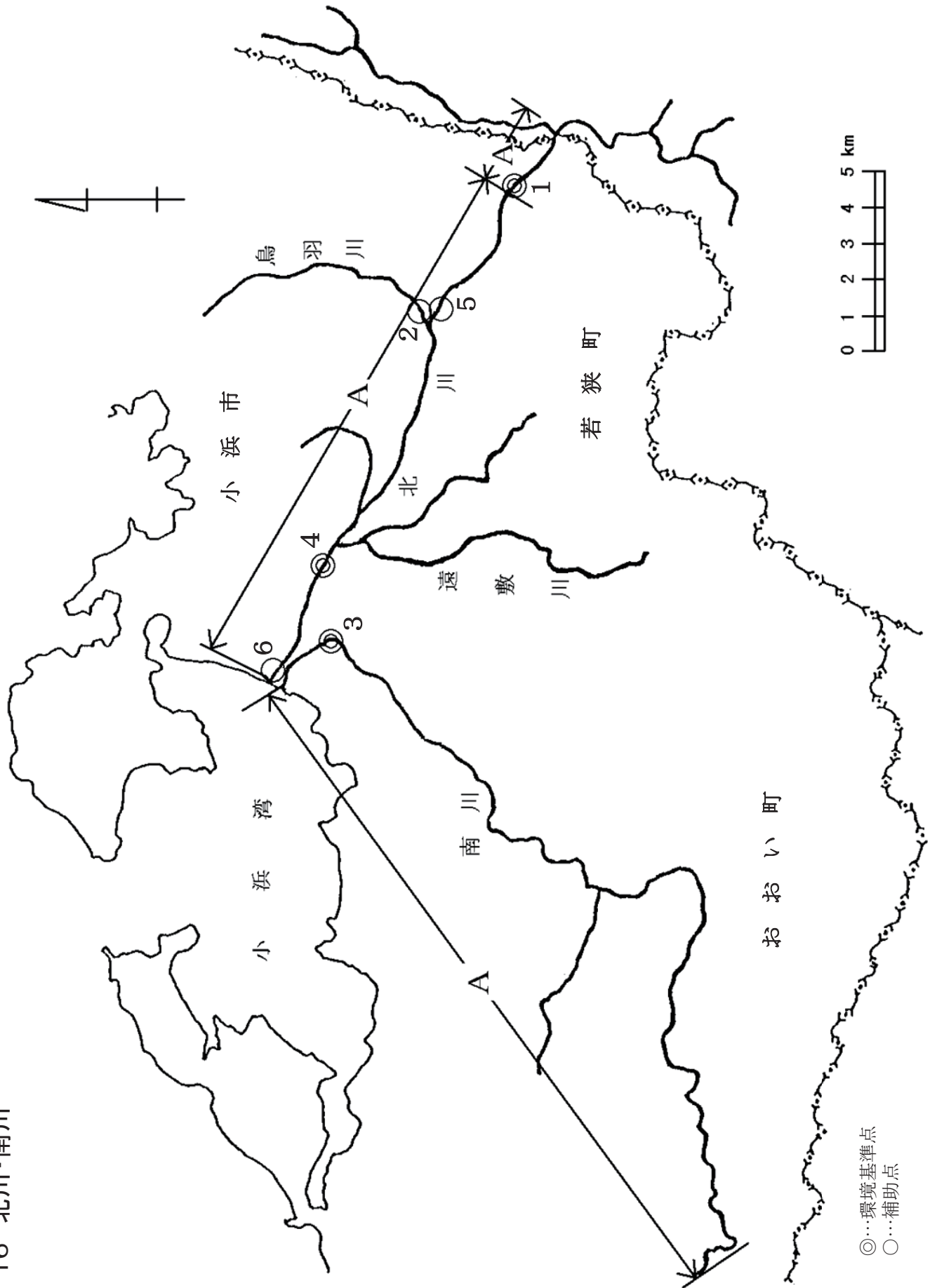
14 笙の川・井の口の川



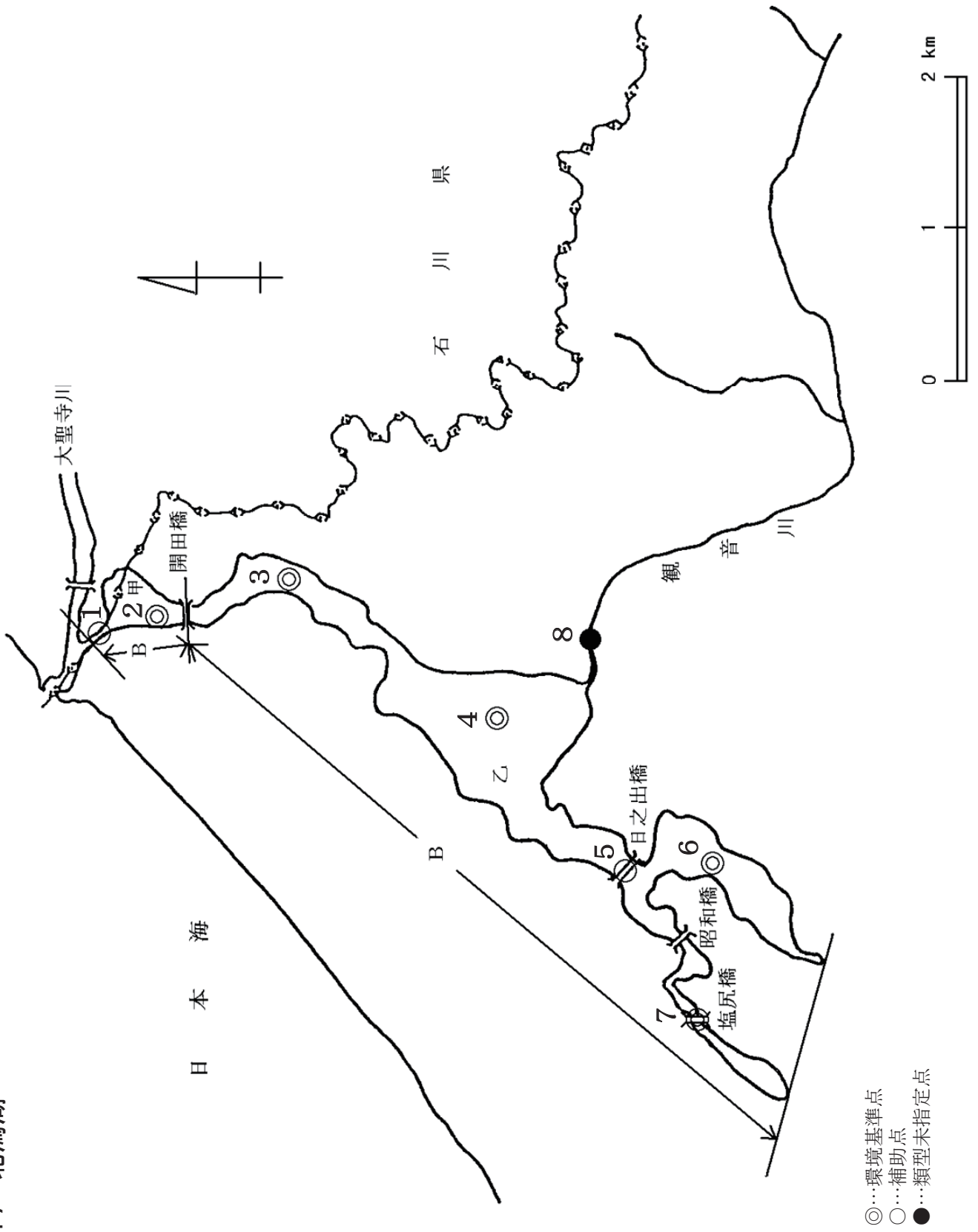
15 耳川



16 北川・南川



17 北潟湖

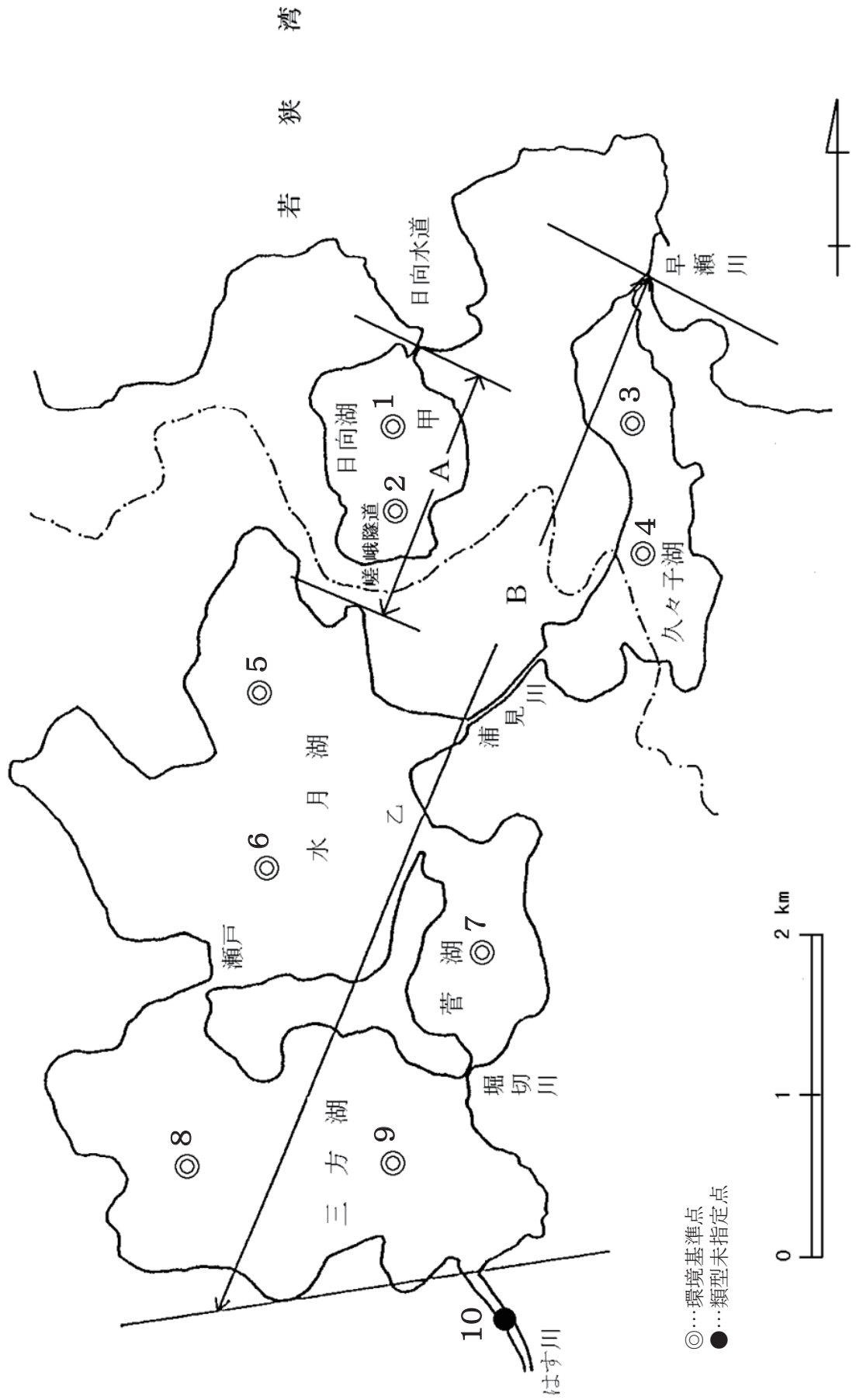


調査系統	調査担当機関	測定地名	測定月	測定										項目	合計																
				生活環境項目	健康	環境	項目	監視	項目	重要	監視	項目	特殊項目等		水生生物保全項目	健康監視項目	重要監視項目	特殊項目等	合計												
調査	北福	北福湖未端	4 6 8 10 12 2	PCDS	六甲	トロン	カ全	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅	銅					
				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
				5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	

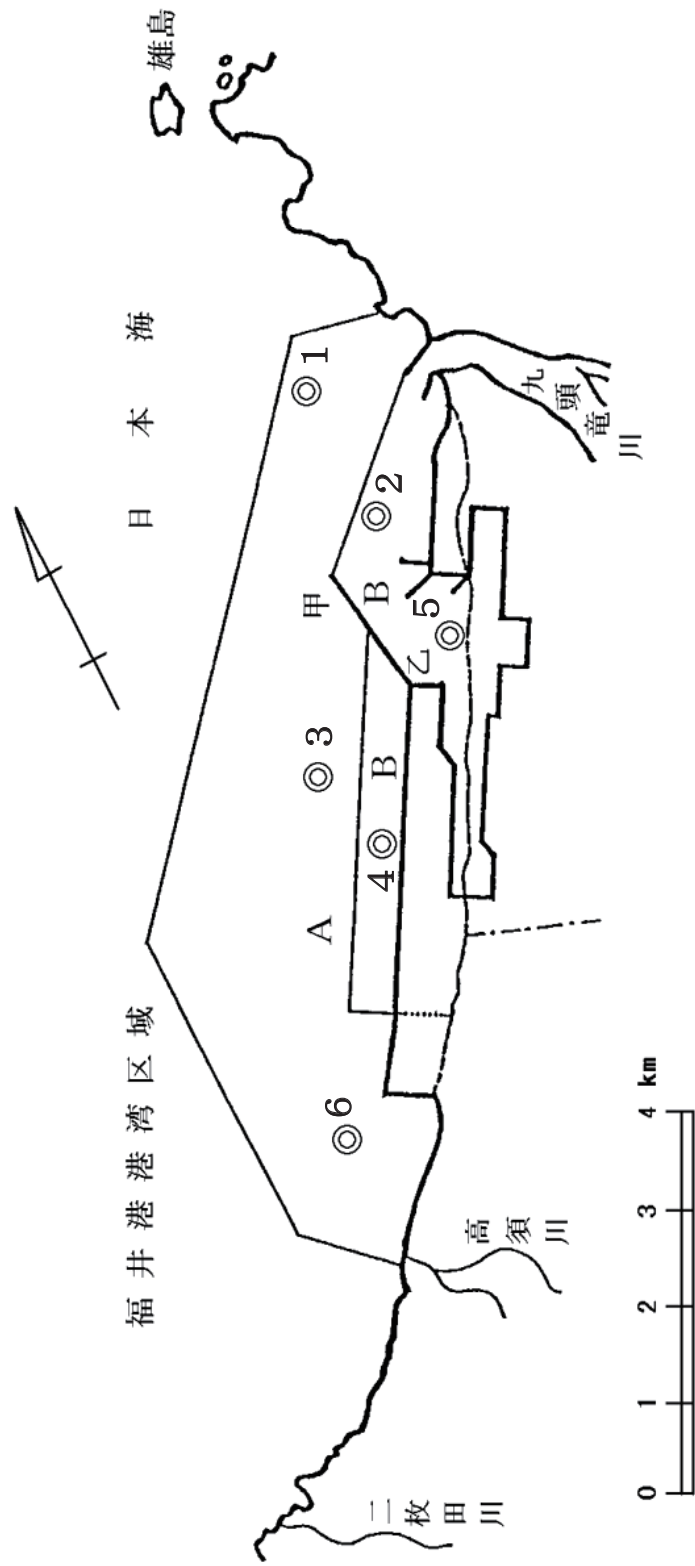
*1 水生生物保全項目中の「クロコホルム」の欄に計上
*2 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

○ 環境基準点 ◯ 補助点 ● 類型未指定点

18 三方五湖

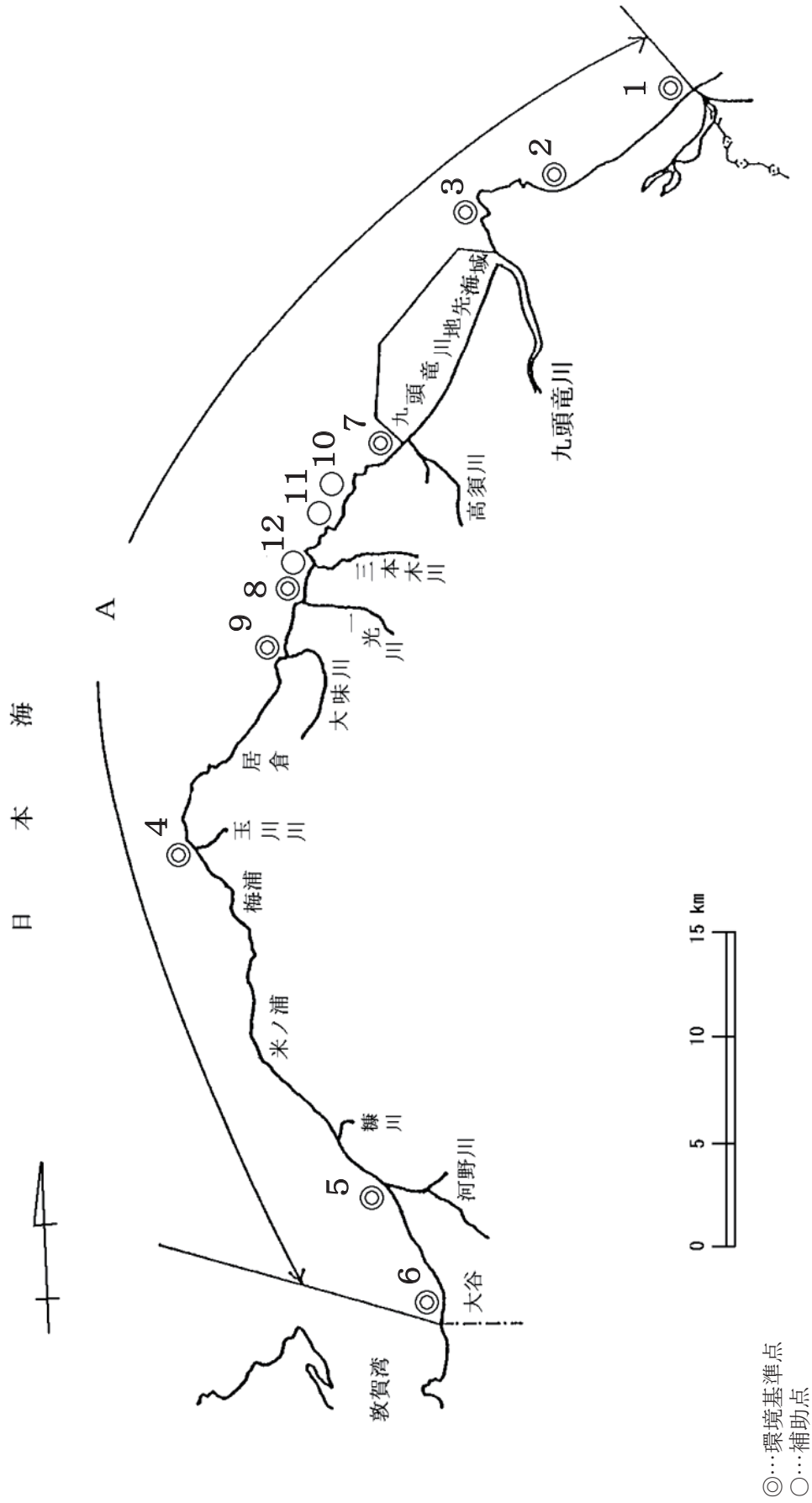


19 九頭竜川地先



◎…環境基準点

20 越前加賀海岸地先

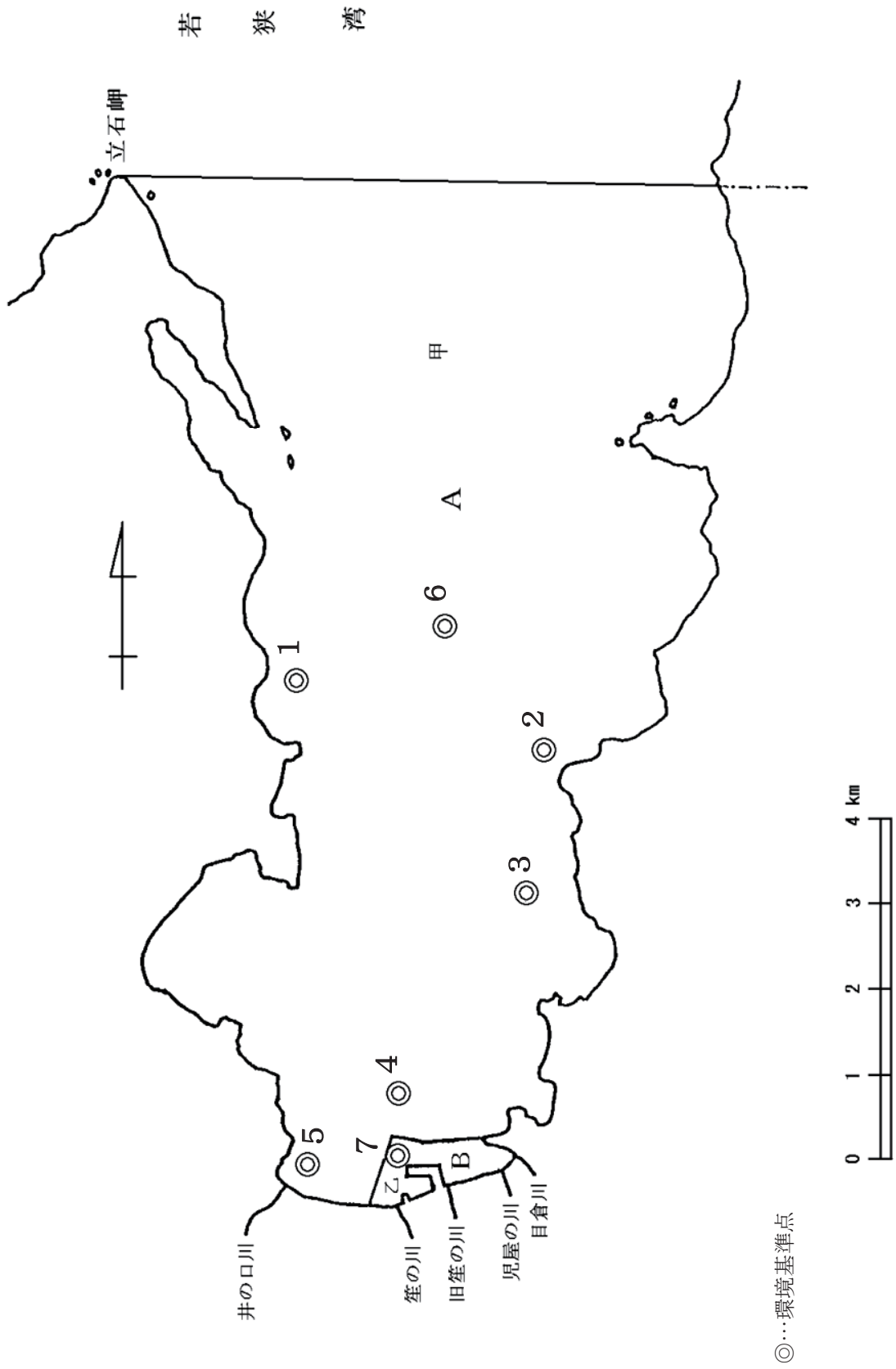


調査項目	測定										項目										合計					
	健康					要監視					特殊項目等					水生生物保全項目										
	生活環境項目	全カ全	六砒総	ルキ水	六砒	全カ全	全カ全	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン		トラン	トラン	トラン	トラン	
調査担当機関	測定地点名	測定月	生活環境項目	全カ全	六砒総	ルキ水	六砒	全カ全	全カ全	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	トラン	
①	大聖寺川地先	5.8.11.3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
②	浜地地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
③	東尋坊地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
④	玉川川地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑤	河野川地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑥	大谷地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
計	地点																									
⑦	浜住地先	4.6.8.10	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑧	一光川地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑨	大味川地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑩	亀島地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑪	菅生地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
⑫	三本木川地先	"	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
計	地点																									

◎ …… 環境基準点 ○ …… 補助点

*1 水生生物保全項目中の「クロロホルム」の欄に計上
*2 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

21 敦賀湾

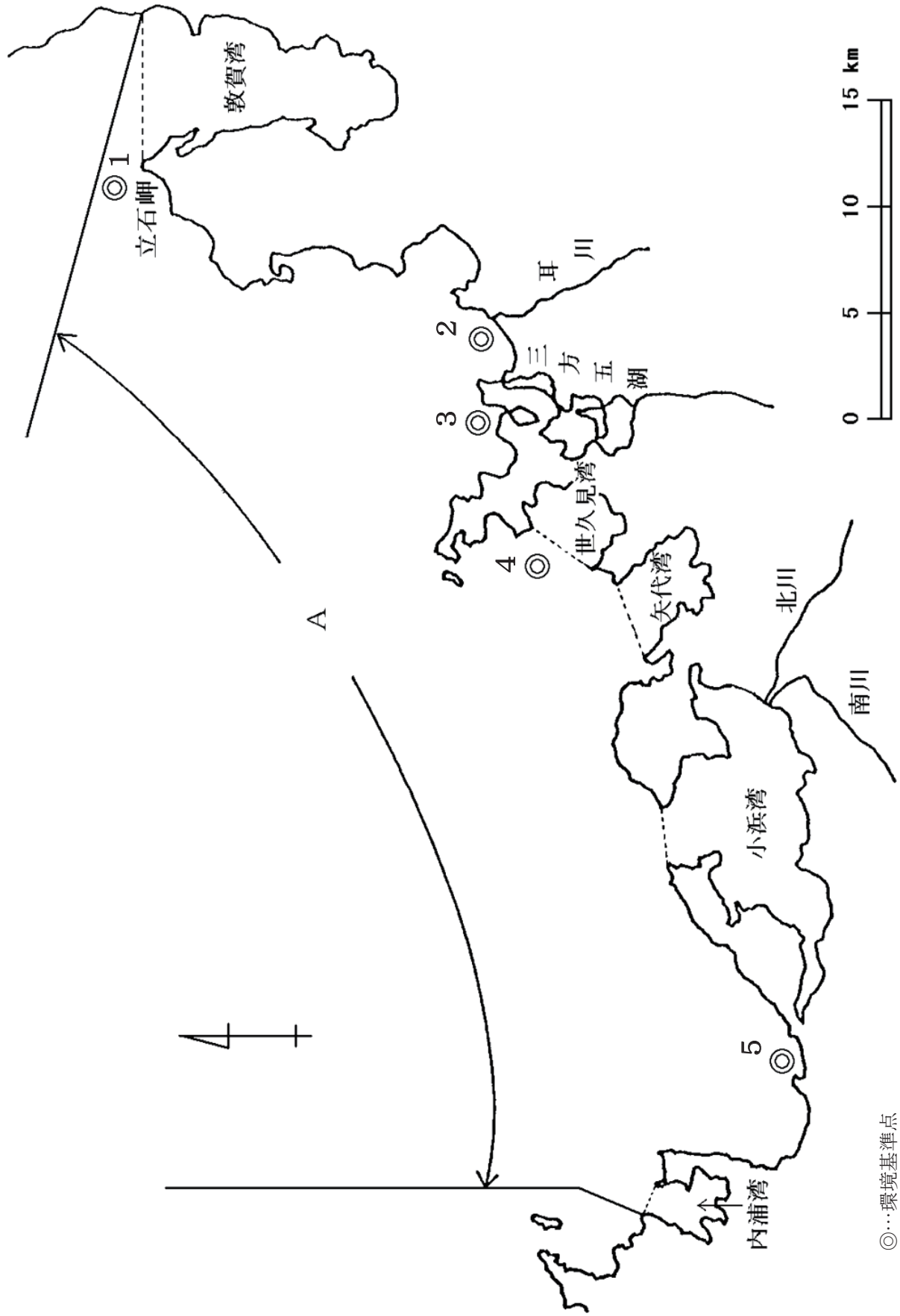


調査項目	測定											項目											合計																		
	生活環境項目			健康				項目				監視				要				特殊項目等				水生生物保全項目																	
	D	C	その他	鉛	水銀	銅	亜鉛	マンガン	六価クロム	硝酸窒素	アンモニア態窒素	活性酸素	有機リン	有機塩素	有機窒素	有機リン	有機塩素	有機窒素	有機リン	有機塩素	有機窒素	有機リン		有機塩素	有機窒素	有機リン	有機塩素	有機窒素	有機リン	有機塩素	有機窒素	有機リン	有機塩素	有機窒素	有機リン	有機塩素	有機窒素	有機リン	有機塩素	有機窒素	有機リン
調査担当機関	測定月																																								
調査地点名	手の浦地先																																								
調査地点番号	A 608-02																																								
調査地点	手の浦地先																																								
調査地点	松ヶ崎地先																																								
調査地点	ナスビ鼻地先																																								
調査地点	白灯台地先																																								
調査地点	井の口川地先																																								
調査地点	敦賀湾中央																																								
調査地点	筈の川地先																																								
調査地点	計 7 地点																																								

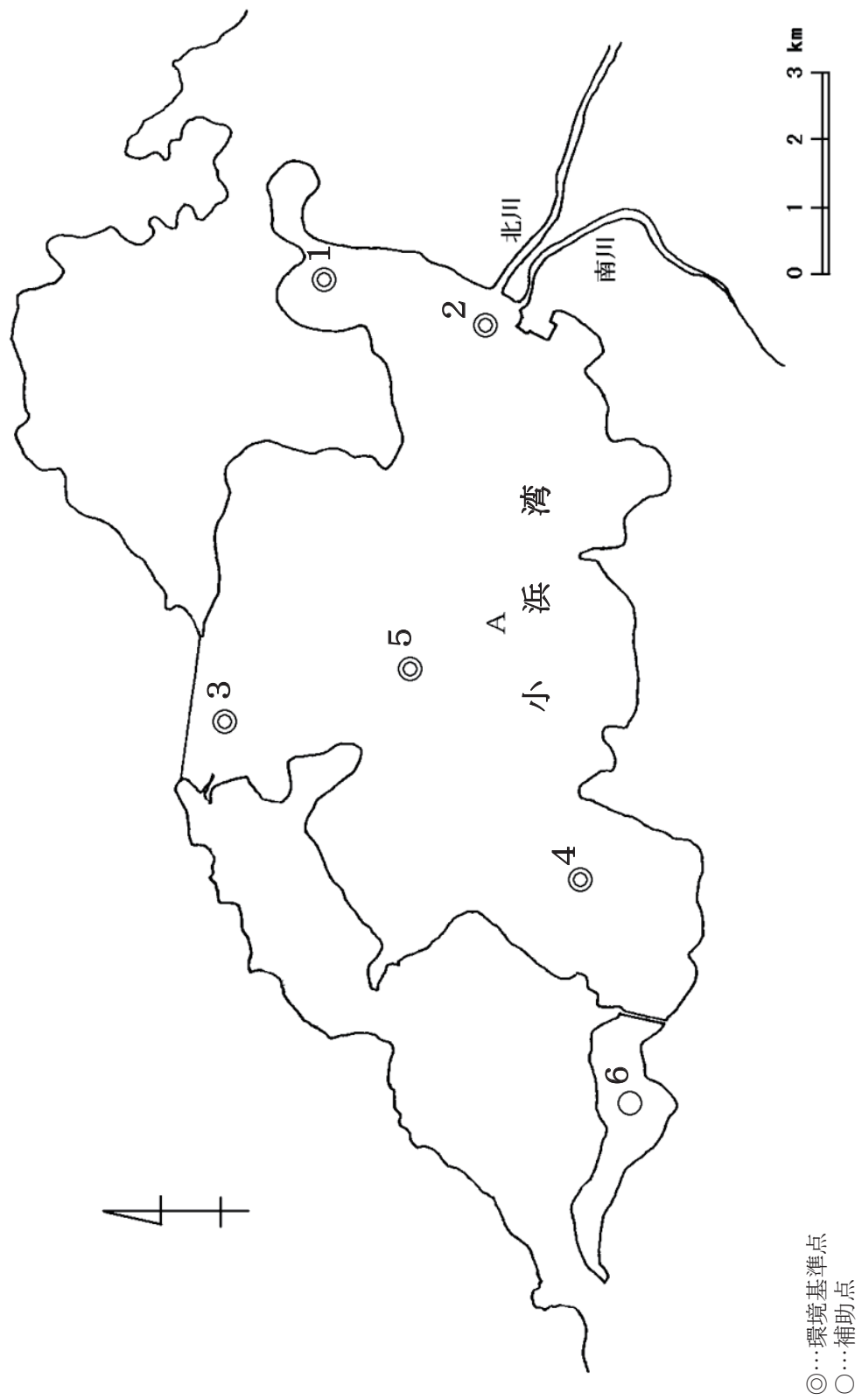
◎ …… 環境基準点

*1 水生生物保全項目中の「クロコホルム」の欄に計上
*2 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

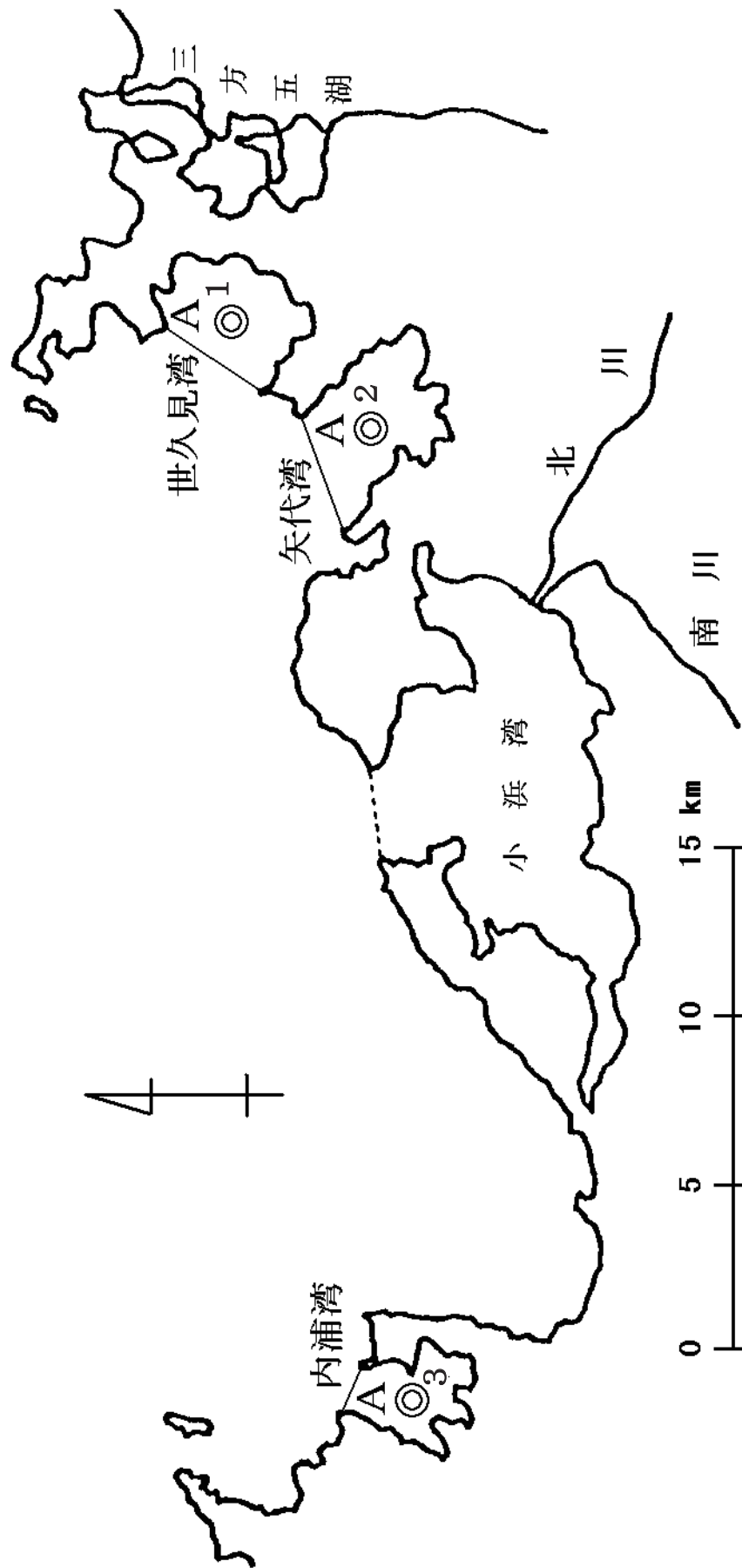
22 若狭湾東部



23 小浜湾



- 24 世久見湾
- 25 矢代湾
- 26 内浦湾



©…環境基準点

27 別表1 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目等	水温	—	—	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)7.1に定める方法
	外観	—	—	規格7.2に定める方法
	臭	—	—	規格8に定める方法
	透明度	—	—	規格10に定める方法
	透視度	—	—	規格9に定める方法
	濁度	—	—	海洋観測指針による方法
	pH	—	6.0~8.5	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	DO	0.5	2.0~7.5	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	BOD	0.5	1.0~10	規格21に定める方法
	COD	0.5	1.0~8.0	規格17に定める方法
健康項目	大腸菌数	1	1~100	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法
	油分	1	20~1000	告示付表10に掲げる方法
	窒素	0.5	検出されないこと	告示付表14に掲げる方法
	窒素	0.05	0.1~1.0	規格45.2、45.3、45.4又は45.6(規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法
	全磷	0.003	0.005~0.1	規格46.3(規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法
	カドミウム	0.001	0.003	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法
	シアン	0.1	検出されないこと	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
	鉛	0.002	0.01	規格54に定める方法
	六価クロム	0.01	0.02	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の①から③までに掲げる場合にあっては、それぞれ①から③までに定めるところによる。)①規格65.2.1に定める方法による場合原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。②規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。③規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合②に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
	健康項目	砒素	0.005	0.01
水銀		0.0005	0.0005	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀		0.0005	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
PCB		0.0005	検出されないこと	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン		0.002	0.02	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素		0.0002	0.002	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン		0.0004	0.004	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン		0.002	0.1	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.004	0.04	同上
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	1	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
健康項目	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.001	0.01	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表5に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
健康項目	ふっ素	0.1	0.8	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表7に掲げる方法
	1,4-ジオキサン	0.005	0.05	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法 告示付表8に掲げる方法

注： 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01 mg/Lとする。

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測定方法
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.003	0.06	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.02	0.2	同上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号（以下「通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同上
	オキシシン	0.004	0.04	通知付表2に掲げる方法
	クロロタニール	0.005	0.05	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同上
	EPN	0.0006	0.006	同上
	ジクロロボス	0.0008	0.008	同上
	フェノブカルブ	0.003	0.03	同上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	—	同上
	トルエン	0.06	0.6	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	キシレン	0.04	0.4	同上
	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル	0.006	0.06	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	モリブデン	0.005	—	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	0.01	0.07	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法	
塩化ビニルモノマー	0.001	0.02	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（以下「通知2」という。）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	
エピクロロヒドリン	0.0002	0.002	通知2付表1に掲げる方法	
全マンガン	0.0001	0.0004	通知2付表2に掲げる方法	
ウラン	0.02	0.2	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
PFOA及びPFOS	0.0002	0.002	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	
	0.000005	0.00005 (暫定)	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省水・大気環境局長通知、令和2年環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号）付表1に掲げる方法	
特 殊 項 目 等	フェノール類	0.01	—	規格28.1に定める方法又は自動分析(4-アミノフェノール法)
	銅	0.01	—	規格52.2若しくは52.4に定める方法
	亜鉛	0.001	—	規格53に定める方法
	鉄（溶解性）	0.1	—	日本産業規格M0202の32のaの(2)及び規格57.2に定める方法又は規格57.3に定める方法
	マンガン(溶解性)	0.05	—	日本産業規格M0202の33のaの(2)及び規格56.2に定める方法、規格56.4又は規格56.5に定める方法
	クロム	0.02	—	規格65.1に定める方法
	塩化物イオン	0.5	—	規格35に定める方法又は自動分析(フッ化第2水銀法)
	クロロフィルa	0.1(µg/L)	—	アセトン抽出、三色比色法
	硫化水素	0.1	—	メチレンブルーによる吸光光度法及びよう素滴定法
	アンモニウム態窒素	0.01	—	規格42に定める方法又は自動分析(イソフェノール青法)
植物プランクトン	—	—	静置濃縮法により同定、計数	
動物プランクトン	—	—	プランクトンネット濃縮法により同定、計数	
水 生 物 保 全 項 目	全亜鉛 ^(*)	0.001	0.01~0.03	規格53に定める方法
	ノニルフェノール ^(*)	0.00006	0.0006~0.002	告示付表11に掲げる方法
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 ^(*)	0.0006	0.006~0.05	告示付表12に掲げる方法
	底層溶存酸素量 ^(*)	0.5	2.0~4.0	告示付表13に掲げる方法
	クロロホルム	0.003	0.006~3	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	フェノール	0.005	0.01~2	水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成15年環水企発第031105001号・環水管発第031105001号（以下「通知3」という。）付表1に掲げる方法
	ホルムアルデヒド	0.01	0.03~1	通知3付表2に掲げる方法
4-t-オクチルフェノール	0.00003	0.0004~0.004	水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施行等について（環境省水・大気環境局長通知、平成25年環水大発第1303272号（以下「通知4」という。）付表1に掲げる方法	
アニリン	0.002	0.02~0.1	通知4付表2に掲げる方法	
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	0.003~0.03	通知4付表3に掲げる方法	

(*)：全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層溶存酸素量は環境基準項目である。

注：PFOSの報告下限値、PFOAの報告下限値はともに0.0000025 mg/Lとする。

29 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川

(令和3年3月31日現在)

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間 (注1)	指定年月日	環境基準点 (注2)
九 頭 竜 川 水 系	九頭竜川上流	石徹白川合流点から上流の水域	A A	イ	S47. 3. 31	九頭竜ダム
	九頭竜川中流	石徹白川合流点から日野川合流点 までの水域	A	ロ		荒鹿橋
	九頭竜川下流	日野川合流点から下流の水域	B	イ		中角橋
	日野川上流	御清水川合流点から上流の水域	A	イ		布施田橋
	日野川下流	御清水川合流点から下流の水域	B	ロ		豊橋
	竹田川上流	御迎橋から上流の水域	A	イ		清水山橋
	竹田川下流	御迎橋から下流の水域	B	ハ	明治橋(深谷)	
	足羽川上流	板垣橋から上流の水域	A	ロ	清間橋	
	足羽川下流	板垣橋から下流の水域	B	ハ	栄橋	
	吉野瀬川上流	大虫川合流点から上流の水域	A	イ	S53. 3. 31	天神橋
	吉野瀬川下流	大虫川合流点から下流の水域	C	イ		水越橋
	兵庫川	全水域	B	イ	H9. 3. 21	芝原井橋
	磯部川	全域	D	ロ		下司橋
	底喰川上流	玉川橋から上流の水域	B	イ		新野中橋
	底喰川下流	玉川橋から下流の水域	D	ロ	H10. 3. 6	安沢橋
	狐川	全域	D	イ		護国橋
	荒川上流	東今泉橋から上流の水域	A	イ	H12. 3. 31	西野橋
	荒川下流	東今泉橋から下流の水域	B	イ		狐橋
	真名川	真名川ダムえん堤から下流の水域	A	イ	H14. 3. 29	東今泉橋
	浅水川上流	穴田川合流点から上流の水域	B	イ		水門
浅水川下流	穴田川合流点から下流の水域	C	イ	土布子橋		
鞍谷川中流	相高橋から服部川合流点までの水域	D	ロ	曲木橋		
鞍谷川下流	服部川合流点から浅水川合流点ま での水域	C	イ	天神橋		
清滝川	全水域	A	イ	小富士橋		
赤根川	全水域	A	イ	H16. 3. 31	浮橋	
天王川	全水域	A	イ		新在家橋	
穴田川	全域	B	イ		東大月橋	
井 の 川 お よ び 水 系	井の川	※井の川水域(深川および二夜の川 水域を除く。)	A	イ	S48. 1. 31	末端
	深川	※木の芽川合流点から上流の水域	B	ロ		末端
	二夜の川	※井の川合流点から上流の水域	C	ハ		豊橋
	井の口川上流	※沓見橋から上流の水域	A	イ		穴地蔵橋
	井の口川下流	沓見橋から下流の水域	C	イ		
耳 川 水 系	耳川	※全水域	A	イ	H15. 3. 28	和田橋
北 南 川 お よ び 水 系	北川上流	※新道橋から上流の水域	A	イ	S49. 3. 1	新道大橋
	北川下流	※新道橋から下流の水域	A	ロ		高塚橋
	南川	※全水域	A	イ		湯岡橋
大 聖 寺 川 水 系	大聖寺川	石川県加賀市塩屋町への12の西端 とあわら市浜坂62の1の北端を結 んだ線から下流の水域(石川県の 区域に属する水域を除く。)	B	イ	S51. 4. 20	

※ : この欄中の「水域」とは、当該水域およびこれに流入する公共用水域をいう。

(2) 湖沼

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成期間	指定年月日	環 境 基 準 点
北 潟 湖 水 系	北潟湖 甲	石川県加賀市塩屋町への12の西端と福井県あわら市浜坂62の1の北端を結んだ線から開田橋までの水域（石川県の区域に属する水域を除く。）	B	イ	S50. 12. 8	○あわら市浜坂3号41番地の北端とあわら市吉崎1丁目901番地の北端を結んだ線の中心点 (北潟湖北部)
			IV	ニ (暫定目標) 全窒素：0.71mg/L	S62. 10. 1	
	北潟湖 乙	開田橋以南の水域	B	ハ	S50. 12. 8	○あわら市浜坂7号11番地の東端とあわら市吉崎29号12番地の西端を結んだ線の中心点 (北潟湖水路) ○あわら市北潟10号9番の南端とあわら市細呂木22号9番地の西端を結んだ線の中心点 (北潟湖心) ○あわら市北潟151号38番の1の東端とあわら市北潟161号90番の北端を結んだ線の中心点 (北潟湖南部) ○塩尻橋
			IV	ニ (暫定目標) 開田橋から 日之出橋までの水域 全窒素：0.76mg/L 日之出橋 以南の水域 全窒素：1.0mg/L 全 磷：0.056mg/L	S62. 10. 1	
三 方 五 湖 水 系	三方五湖 甲	日向湖水域 (日向水道および嵯峨隧道水域を含む)	A	ハ	S52. 2. 15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 53' 35" (日向湖北部) ○北緯 35° 36' 00" 東経 135° 53' 35" (日向湖南部)
	三方五湖 乙	久々子湖水域 (早瀬川水域を含む。)	B	イ	S52. 2. 15	○北緯 35° 36' 20" 東経 135° 54' 35" (久々子湖北部) ○北緯 35° 35' 45" 東経 135° 54' 40" (久々子湖南部)
		水月湖水域 (浦見川水域を含む。) 菅湖水域および三方湖水域 (堀切川水域を含む。)	IV	ニ (暫定目標) 三方湖水域 全窒素：0.61mg/L	S62. 10. 1	○北緯 35° 35' 15" 東経 135° 53' 10" (水月湖北部) ○北緯 35° 34' 50" 東経 135° 53' 10" (水月湖南部) ○北緯 35° 34' 25" 東経 135° 54' 00" (菅湖) ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 52' 50" (三方湖西部) ○北緯 35° 33' 50" 東経 135° 53' 35" (三方湖東部)

(3) 海域

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環 境 基 準 点
九 頭 竜 川 地 先 海 域	九頭竜川地先 海域 甲	福井港等の港湾管理者等を定める件（昭和28年福井県告示第258号）に規定する福井港の港湾区域のうち九頭竜川地先海域乙を除く海域	A	イ	S50.12.8	○北緯 36° 13' 00" 東経 136° 07' 34" (三国地先) ○北緯 36° 11' 08" 東経 136° 06' 16" (黒目地先) ○北緯 36° 09' 12" 東経 136° 05' 15" (石橋地先)
	九頭竜川地先 海域 乙	北緯36度9分24秒・東経136度6分15秒の地点、北緯36度9分45秒・東経136度5分30秒の地点、北緯36度11分45秒・東経136度7分8秒の地点、北緯36度12分8秒・東経136度6分56秒の地点、九頭竜川右岸防波堤先端および同左岸導流堤先端を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海域	B	イ		○北緯 36° 12' 08" 東経 136° 07' 17" (福井火力地先) ○北緯 36° 11' 26" 東経 136° 07' 40" (福井港内) ○北緯 36° 10' 49" 東経 136° 06' 28" (米納津地先)
越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域	越前加賀海岸 地先海域	あわら市と石川県加賀市の境界線上の点A（あわら市見当山の三角点〈浜〉から3度20分850メートルの地点をいう。以下同じ。）から南条郡南越前町と敦賀市の境界線上の点B（北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。）に至る陸岸の地先海域（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定〈昭和50年福井県告示第1311号〉に定める九頭竜川地先海域甲および九頭竜川地先海域乙に係る海域を除き、点Aから320度の線と点Bから285度の線にはさまれた海域に限る。）	A	イ	S51.4.20	○北緯 36° 17' 30" 東経 136° 14' 24" (大聖寺川地先) ○北緯 36° 15' 02" 東経 136° 09' 40" (浜地地先) ○北緯 36° 14' 08" 東経 136° 07' 24" (東尋坊地先) ○北緯 36° 08' 08" 東経 136° 04' 28" (浜住地先) ○北緯 36° 04' 08" 東経 136° 01' 28" (一光川地先) ○北緯 36° 02' 54" 東経 136° 00' 54" (大味川地先) ○北緯 35° 57' 58" 東経 135° 57' 52" (玉川川地先) ○北緯 35° 49' 06" 東経 136° 04' 02" (河野川地先) ○北緯 35° 46' 40" 東経 136° 05' 40" (大谷地先)

水域の名称		水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環境基準点
敦 賀 湾 海 域	敦賀湾海域 甲	敦賀市立石岬と北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域（敦賀湾海域乙の海域を除く。）	A	イ	S51.6.15	○北緯 35° 42' 14" 東経 136° 04' 45" (松ヶ崎地先) ○北緯 35° 41' 17" 東経 136° 04' 32" (ナスビ鼻地先) ○北緯 35° 40' 01" 東経 136° 03' 41" (白灯台地先)
			II	イ	H10.3.6	○北緯 35° 42' 28" 東経 136° 02' 50" (手の浦地先) ○北緯 35° 39' 29" 東経 136° 03' 01" (井の口川地先) ○北緯 35° 43' 08" 東経 136° 04' 08" (敦賀湾中央)
	敦賀湾海域 乙	敦賀港防波堤、同防波堤先端と北緯35度39分11秒・東経136度3分29秒の地点とを結ぶ直線および陸岸により囲まれた海域（旧笙の川水域のうち港大橋から敦賀湾に至る水域を含む。）	B	イ	S51.6.15	○北緯 35° 39' 35" 東経 136° 03' 41" (笙の川地先)
			III	イ	H10.3.6	
若狭湾東部海域		正面崎の府県境の北端の地点、同地点から24度1.2kmの点、舞鶴市毛島の北端から84度1.5kmの点、同点から0度の線と南条郡南越前町と敦賀市の境界線上の地点A（北緯35度45分43秒・東経136度6分7秒の地点をいう。以下同じ。）から285度の線との交点および地点Aを順次結ぶ線ならびに陸岸により囲まれた海域（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定<昭和51年福井県告示第567号>に定める敦賀湾海域甲および敦賀湾海域乙に係る海域ならびに水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成10年福井県告示第163号）に定める世久見湾海域、矢代湾海域、小浜湾海域および内浦湾海域に係る海域を除く。）	A	イ	S52.3.31	○北緯 35° 46' 13" 東経 136° 01' 20" (立石岬地先) ○北緯 35° 36' 56" 東経 135° 55' 35" (耳川地先) ○北緯 35° 37' 25" 東経 135° 53' 22" (日向地先) ○北緯 35° 35' 55" 東経 135° 49' 00" (海中公園) ○北緯 35° 29' 50" 東経 135° 34' 03" (高浜地先)

水域の名称	水域の範囲	該当 類型	達成 期間	指定年月日	環境基準点
小浜湾海域	小浜市松ヶ崎と大飯郡おおい町 鋸崎とを結ぶ直線および陸岸に より囲まれた海域	A	イ	S49. 3. 1 S52. 3. 31	○北緯 35° 32' 10" 東経 135° 40' 50" (大飯原発地先) ○北緯 35° 29' 32" 東経 135° 39' 00" (和田港湾) ○北緯 35° 31' 29" 東経 135° 44' 44" (甲ヶ崎地先) ○北緯 35° 30' 25" 東経 135° 44' 30" (雲浜地先) ○北緯 35° 30' 55" 東経 135° 40' 58" (小浜湾中央)
		II	イ	H10. 3. 6	
世久見湾海域	小浜市獅子ヶ崎と同地点から34 度の方向に引いた直線が最初に 陸岸と交わる地点とを結ぶ直線 および陸岸により囲まれた海域	A	イ	S52. 3. 31	○北緯 35° 34' 55" 東経 135° 50' 25" (世久見湾)
		II	イ	H10. 3. 6	
矢代湾海域	小浜市黒崎と同市小鰯ノ鼻とを 結ぶ直線および陸岸により囲ま れた海域	A	イ	S52. 3. 31	○北緯 35° 32' 45" 東経 135° 48' 20" (矢代湾)
		II	イ	H10. 3. 6	
内浦湾海域	大飯郡高浜町押回鼻と同町正面 崎とを結ぶ直線および陸岸によ り囲まれた海域	A	イ	S52. 3. 31	○北緯 35° 32' 32" 東経 135° 29' 29" (内浦湾)
		II	イ	H10. 3. 6	

(注1) 達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成。

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(注2) 環境基準点は日本測地系で経緯度を表示している。

令和4年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査の種類

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された、または事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。必要に応じて、土壌汚染が判明した場合にも実施。

(3) 継続監視調査

汚染地域について、継続的に監視を行うための調査。

2 調査地点

調査は概況調査30地点および継続監視調査71地点において実施する。

また、汚染井戸周辺地区調査は、各地区の汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査
調査地区数	30	—*1	31
調査地点数	30		71
調査回数	1回/年		2回/年*2
調査機関	福井県・福井市	福井県・福井市	福井県・福井市

*1：汚染の状況に応じて必要な調査を実施

*2：事業場敷地内のみでの汚染で、かつ周辺地区の調査で不検出の場合、または自然由来による汚染の場合、一部年1回

3 調査方法

(1) 調査地点の選定

① 概況調査

日本産業規格 JIS X 0410:2002 に定める第2次地域区画内を4等分した区画（5kmメッシュ）を基本単位とし、人口密度や工場・事業場等の立地状況等を勘案し、測定地点が偏在しないよう調査区域を選定する。なお、市街地では、特性に応じて更に4分割する。

なお、調査対象井戸は、汚染されていた場合に汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸で、未調査の井戸を優先的に選定する。

② 汚染井戸周辺地区調査

汚染が確認された井戸を中心に半径500m程度の範囲を調査する。調査範囲全体に汚染が確認された場合は、段階的に範囲を広げて調査し汚染範囲を確定する。

③ 継続監視調査

汚染源の影響を最も受けやすい地点、およびその下流側においておおむね5地点を選定する。

(2) 調査期間

調査は令和4年4月から令和5年3月までとする。

4 採取方法

試料は、十分な揚水（地下水の水温が一定となった）後、採取する。

なお、トリクロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立えないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

5 測定項目

測定項目は、調査の種類ごとに次に掲げる項目とする。

(1) 概況調査

① 環境基準項目（27項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジメチル

② 要監視項目（24項目）

クロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イキチオン、ダイジノル、フェントチオン、イプロチオン、オキシ銅、クロタニール、プロピザミド、EPN、ジクロルホス、フェノキカルブ、イプロベンホス、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下、「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下、「PFOA」という。）

(2) 汚染井戸周辺地区調査

① 環境基準項目

概況調査等により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。

なお、分解生成物とは、トリクロエチレンやテトラクロエチレンなどが地中で物理化学的作用や微生物の分解作用等を受けることにより生ずるおそれのある物質で、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンおよびクロロエチレン等の物質をいう。

② 要監視項目

概況調査により汚染の確認された項目について調査する。

③ 解析項目

pH、硬度、塩化物イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオンおよびその他の項目等の地下水の流向等を解析するために必要な項目について調査する。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目、およびその分解生成物について調査する。

6 測定方法

測定方法は「別表3」に定める方法とする。

7 調査担当機関

本調査は福井県および福井市が担当する。

8 報告

調査結果の報告は、分析結果がまとめ次第、「別表4」の様式により福井県安全環境部環境政策課長（以下、環境政策課長という。）に報告する。

また、環境基準項目および要監視項目で「別表3」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境政策課長に報告する。

10 概況調査

調査 機 関	調査 担 当 機 関	調 査 月	調 査 地 点		調 査 項 目															合 計											
					環 境 調 査				基 準 調 査				要 要 項 目				監 視 項 目														
					カ	全	六	底	チ	シ	マ	ベ	ホ	フ	ク	ク	ク	キ	ト			ク	イ	ク	フ	イ	ア	エ	ウ	環	要
					ド	シ	鉛	ク	ウ	ア	素	銀	ホ	フ	ク	ク	ク	キ	ト			ク	イ	ク	フ	イ	ア	エ	ウ	環	要
ム	ム	ム	素	ム	素	銀	炭	ム	炭	素	炭	素	ム	炭	素	炭	素	炭	素	炭	素	炭	素	環	要						
福	201-0390	福井市	高木中央1丁目	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	1				
	201-0990	"	三十八社町	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	1			
井	201-1430	"	若杉3丁目	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	1			
	201-1450	"	開発1丁目	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	1			
市	201-0750	"	花室中1丁目	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	1			
	201-0040	"	山室町	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	1			
概			(計 6地点)																								162	6			
福	202-005	敦賀市	三島町1丁目	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
	202-021	"	野神	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
	202-039	"	市野々	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
			(計 3地点)																								81				
	204-003	小浜市	千種	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
			(計 1地点)																								27				
福	205-029	大野市	南六呂師	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
	205-033	"	大和町	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	24			
			(計 2地点)																								54	24			
	206-011	勝山市	荒土町布市	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
			(計 1地点)																								27				
	207-021	鯖江市	下野田町	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
	207-049	"	四方谷町	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
			(計 2地点)																								54				
	362-007	あわら市	横垣	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
	363-010	"	蓮ヶ浦	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
			(計 2地点)																								54				
	209-042	越前市	中平吹町	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
	209-043	"	下四目町	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	24			
			(計 2地点)																								54	24			
査	361-015	坂井市	北本町	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
	364-010	"	筑後清水	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
	365-006	"	辻	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
	365-011	"	江留中	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27				
			(計 4地点)																								108				

調 査 機 関 名	調 査 地 点 名	調 査 月	環 境 調 査 項 目																				要 監 視 項 目	合 計							
			基 準 項 目										要 監 視 項 目																		
			カ ド ミ ウ	全 シ ア ン	六 価 鉛 ロ ム	砒 素 銀	水 素 水 素	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン	ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン			ク ロ ロ ジ ク ロ エ チ レ ン						
321-003	永平寺町 兼定島 (計 1地点)	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		27	
421-011	越前町 天宝	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
423-003	" 梅浦 (計 2地点)	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	
442-009	美浜町 竹波 (計 1地点)	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	54	
481-006	高浜町 横津海	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	
481-010	" 子生 (計 2地点)	"	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	
441-004	若狭町 白屋 (計 1地点)	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	
	(総計 30地点)		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	810	

1 1 継 続 監 視 調 査

調 査 名	担 当 機 関	調 査 地 点	調 査 月	調 査 項 目		調 査 環 境		調 査 基 準		調 査 要 項		調 査 監 視		調 査 項 目		合 計
				井戸番号	町名	地区名	鉛	銅	六価クロム	硝酸性窒素	塩素	有機リン	有機リン	有機リン	有機リン	
福 井 市	福井市	石橋町	5, 11													8
		結幡町	5, 11													10
		麻生津	5													1
		美山町	5, 11													10
		(計 4地点)														29
		敦賀市	5, 11													10
		"	"													10
		(計 2地点)														20
		下竹原	5, 11													2
		"	"													2
		駅前町	5													5
		(計 3地点)														9
		大野市	新町	5, 11												10
		"	"	"												10
		"	"	"												10
		(計 3地点)														30
		鯖江市	豊	5, 11												10
		"	"	"												10
		神明南	部	"												24
		"	"	"												24
		"	"	"												24
		本町	"	"												10
		"	"	"												10
		"	"	"												10
		立待南	部	"												24
		立待東	部	"												24
		立待北	部	"												24
		"	"	"												24

調査機関	調査担当者	調査地点	調査月	環境調査項目		要項		監視項目		合計
				項目	標準	項目	標準	項目	標準	
207-96J	鯖江市	立待北部	5, 11	2	2	2	2	2	2	24
207-96K	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
207-96L	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
207-96D	"	立待西部	"	2	2	2	2	2	2	24
207-96F	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
207-96G	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
207-96M	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
207-96N	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
207-96I	"	水落町	"	2	2	2	2	2	2	24
203-915	越前市	吉野	"	2	2	2	2	2	2	412
203-918	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
203-919	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
203-91A	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
203-91B	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
203-91C	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
203-922	"	北府	"	2	2	2	2	2	2	10
203-926	"	"	"	2	2	2	2	2	2	10
203-945	"	大虫	5	1	1	1	1	1	1	5
203-948	"	"	"	1	1	1	1	1	1	5
203-962	"	王子保	5, 11	2	2	2	2	2	2	24
203-964	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
203-966	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
203-967	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
203-982	"	米口町	"	2	2	2	2	2	2	24
203-983	"	"	"	2	2	2	2	2	2	24
203-9A1	"	長尾町	"	2	2	2	2	2	2	2

12 別表3 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測定方法
健	カドミウム	0.001	0.003	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
	鉛	0.005	0.01	規格K0102の54に定める方法
	六価クロム	0.01	0.02	規格65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の①から③までに掲げる場合にあつては、それぞれ①から③までに定めるところによる。）①規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。②規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65.の備考11のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。③規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合②に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
	砒素	0.005	0.01	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	公共用水域告示付表2に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
康	クロロエチレン	0.0002	0.002	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.001	0.01	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	公共用水域告示付表5に掲げる方法
項	シマジン	0.0003	0.003	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)（注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.005	0.05	公共用水域告示付表8に掲げる方法

注：・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。
 なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01 mg/Lとする。
 ・1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 なお、シス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値、トランス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値はともに0.002 mg/Lとする。

区分	項 目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測 定 方 法
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.003	0.06	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同 上
	p-ジクロロベンゼン	0.02	0.2	同 上
	イソキサチオン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号（以下「通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン	0.0005	0.005	同 上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同 上
	イソプロチオラン	0.004	0.04	同 上
	オキシシン銅	0.004	0.04	通知付表2に掲げる方法
	クロロタロニル	0.005	0.05	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	0.008	同 上
	E P N	0.0006	0.006	同 上
	ジクロルボス	0.0008	0.008	同 上
	フェノブカルブ	0.003	0.03	同 上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同 上
	クロルニトロフェン	0.0001	—	同 上
	トルエン	0.06	0.6	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	キシレン	0.04	0.4	同 上
	フタル酸ジエチルヘキシルニッケル	0.006	0.06	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	モリブデン	0.01	0.07	規格K0102の59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
	アンチモン	0.001	0.02	規格K0102の68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0001	0.0004	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（以下「通知2」という。）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	
全マンガン	0.02	0.2	通知2付表2に掲げる方法	
ウーラ	0.0002	0.002	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	
P F O S 及び P F O A	0.000005	0.00005 (暫定)	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	
解 析 項 目	p H	—	—	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省水・大気環境局長通知、令和2年環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号）付表1に掲げる方法
	電気伝導度	1(μS/cm)	—	規格K0102の12.1に定める方法
	Mアルカリ度	0.5	—	規格K0102の13に定める方法
	塩化物イオン	0.5	—	規格K0101の13.1に定める方法
	硫酸イオン	0.5	—	規格K0102の35.3に定める方法又は自動分析(チオアン酸第2水銀法)
	硝酸イオン	0.1	—	規格K0102の41.3に定める方法
	ナトリウムイオン	0.1	—	規格K0102の43.2.3に定める方法
	カリウムイオン	0.1	—	規格K0102の48.1に定める方法
	カルシウムイオン	0.1	—	規格K0102の49.1に定める方法
マグネシウムイオン	0.02	—	規格K0102の50.2に定める方法	
				規格K0102の51.2に定める方法

注：P F O S の報告下限値、P F O A の報告下限値はともに 0.0000025 mg/L とする。

13 別表4 地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)									
調査町名									
地区名									
井戸番号									
井戸諸元の元	井戸の深度(m)								
	浅井戸深井戸の別								
用途									
採水年月日		・	・	・	・	・	・	・	・
採水時刻		:	:	:	:	:	:	:	:
水温(°C)									
環境	カドミウム(mg/L)								
	全シアン(mg/L)								
環境	鉛(mg/L)								
	六価クロム(mg/L)								
環境	砒素(mg/L)								
	総水銀(mg/L)								
環境	アルキル水銀(mg/L)								
	P C B(mg/L)								
基準	ジクロロメタン(mg/L)								
	四塩化炭素(mg/L)								
基準	クロロエチレン(mg/L)								
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)								
基準	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)								
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)								
基準	トランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)								
	1,2-ジクロロエチレン(mg/L)								
基準	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)								
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)								
基準	トリクロロエチレン(mg/L)								
	テトラクロロエチレン(mg/L)								
基準	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)								
	チウラム(mg/L)								
基準	シマジン(mg/L)								
	チオベンカルブ(mg/L)								
基準	ベンゼン(mg/L)								
	セレン(mg/L)								
基準	硝酸性窒素(mg/L)								
	亜硝酸性窒素(mg/L)								
基準	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)								
	ふっ素(mg/L)								
基準	ほう素(mg/L)								
	1,4-ジオキサン(mg/L)								
要	クロロホルム(mg/L)								
	1,2-ジクロロプロパン(mg/L)								
要	p-ジクロロベンゼン(mg/L)								
	イソキサチオン(mg/L)								
要	ダイアジノン(mg/L)								
	フェニトロチオン(mg/L)								
要	イソプロチオラン(mg/L)								
	オキシシン銅(mg/L)								
要	クロロタロニル(mg/L)								
	プロピザミド(mg/L)								
要	E P N(mg/L)								
	ジクロルボス(mg/L)								
要	フェノカルブ(mg/L)								
	イプロベンホス(mg/L)								
要	クロルニトロフェン(mg/L)								
	トルエン(mg/L)								
要	キシレン(mg/L)								
	フタル酸ジエチルヘキシル(mg/L)								
要	ニッケル(mg/L)								
	モリブデン(mg/L)								
要	アンチモン(mg/L)								
	エピクロロヒドリン(mg/L)								
要	全マンガニン(mg/L)								
	ウラン(mg/L)								
要	PFOS 及び PFOA(mg/L)								
	p H								
解	電気伝導度(μS/cm)								
	M アルカリ度(mg/L)								
析	塩化物イオン(mg/L)								
	硫酸イオン(mg/L)								
析	硝酸イオン(mg/L)								
	ナトリウムイオン(mg/L)								
析	カリウムイオン(mg/L)								
	カルシウムイオン(mg/L)								
析	マグネシウムイオン(mg/L)								

